

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成25年7月24日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
京都市南区東九条西山王町31番地	アバンティビル管理組合 理事長 和田 裕

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	独自のシステム（アバンティビルエネルギー管理標準書）
適用範囲	アバンティビル管理組合が管理する共用部分
導入年月日	平成19年10月12日
認証番号	
基本方針	エネルギーの合理的な使用により、社会の持続的発展に貢献する (1) 環境負荷の低減に努め、環境保全を図る。 (2) 省エネルギー法に基づく管理標準を定め、判断基準に即した自主基準の設定・遵守に努める。 (3) 店舗等従業員を含む商業施設内に勤務する全員に環境方針並びに地球環境の大切さを周知し、全員参加の省エネルギーに努める。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	顧客サービス低下を招かない程度に、空調及び照明の適正化に努める。 省エネルギー(CO2)：平成19年度比2%以上の削減
目標を達成するための取組の内容	省エネルギー(CO2) 運転・点灯時間等の管理・遵守 ・空調 9：00～21：00 ・給湯 市水系統 9：00～22：00 井水系統 5：00～9：00、12：00～翌2：00 ・照明 9：00～21：00 不良となった照明器具の取替について省エネ型を導入
目標を達成するための取組の進捗状況	省エネルギー(CO2) 運転・点灯時間等の管理・遵守 ・空調 9：00～21：00 ・給湯 市水系統 9：00～22：00 井水系統 5：00～9：00、12：00～翌2：00 ・照明 9：00～21：00 不良となった照明器具の取替について省エネ型を導入、節電の実施（照明灯の消灯、動力設備の停止等）
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況については、これまでに違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。